

「松村組マイスター制度（優良職長認定制度）」規約

株式会社松村組（以下「松村組」という。）は、本規約に基づき「松村組マイスター制度（優良職長認定制度）」（以下「本制度」という。）において、松村組の作業所で従事する協力会社（以下「推薦会社」という。）の職長を優良職長として認定する。

（目的）

第1条 本制度は、卓越した技術を有し、かつ、他の施工従事者の模範となり、松村組の作業所運営に貢献する職長を優良職長として認定することにより、職長の技能向上及び若手技能者の育成・技術の伝承等を促し、松村組の作業所における安全・品質の確保及び生産性の向上を図るとともに、松村組と協力会社の発展に寄与することを目的とする。

（優良職長）

第2条 優良職長とは、推薦会社における役員又は社員で、本規約に定められた要件を満たすことを松村組が認定した職長をいう。

（対象職種）

第3条 優良職長の対象職種は、全職種とする。ただし、運転手等の直接施工に従事しない職種は対象としない。

（優良職長の区分及び認定要件）

第4条 優良職長は、マイスター、シルバーマイスター及びゴールドマイスターに区分する。各区分の認定要件は次の通りとし、該当職長が所属する協力会社の雇用管理責任者の推薦があり、松村組において、建築・土木本部長の決裁を受けた職長を優良職長として認定する。

1. マイスター

次の①から⑦の条件すべてを満たす者とする。

- ① 10年以上の実務経験及び3年以上の職長経験を持つ者
- ② 建設キャリアアップシステム（CCUS）登録者
- ③ 職長として従事し常に高い安全意識を持ち他の協力会社の模範となるべく、作業所の安全衛生、品質管理、働き方改革、生産性向上に寄与した者
- ④ 1級技能士又は登録基幹技能者の資格を有する者
- ⑤ 職長として年間の当社作業所への従事が70日/年以上の者（CCUSタッチ履歴）
（算定基準：4月1日～翌年3月31日）
- ⑥ 過去5年間の内に職長として本人または配下の労働者が4日以上以上の休業災害を発生させていないこと
- ⑦ 申請時の年齢が65歳未満の者

2. シルバー・ゴールドマイスター

マイスターとして3年経過した後、松村組に多大な貢献をしたと当社が認めた者とする。

（建設キャリアアップシステム技能レベル3：シルバー、技能レベル4：ゴールド）

（シルバーマイスターの候補者の選出及び認定）

第5条 推薦会社は、第4条1.の各号を満たす職長から、シルバーマイスター候補を選出し、作業所長の同意を得たのち作業所経由で各店建築部（工事部）・土木部に推薦書を提出する。

(2) 松村組は、前1項により推薦会社から提出された推薦書の内容を審査のうえ、シルバーマイスターを認定する。

(ゴールドマイスターの候補者の選出及び認定)

第6条 推薦会社は、シルバーマイスターの中で第4条2.を満たす者からゴールドマイスター候補を選出し選出し、作業所長の同意を得たのち作業所経由で各店建築部（工事部）・土木部に推薦書を提出する。

- (2) 松村組は、前1項により推薦会社から提出された推薦書の内容を審査のうえ、ゴールドマイスターを認定する。

(優良職長の認定及び認定期間)

第7条 松村組は、第5条第2項及び第6条第2項により、優良職長を新たに認定するときは、建築・土木本部において当該職長を優良職長に認定し、認定証及びステッカーを授与する。

- (2) 前第1項により優良職長として認定される期間は、認定された年以降、3年経過した後に開催される審査会までとする。

(優良職長の再認定)

第8条 松村組は、優良職長が認定された年以降、3年経過した後に開催される審査会において第17条第1項及び第18条第1項の各号の事由に該当しないことを審査の上で当該優良職長を再認定し、推薦会社を経由して当該優良職長に通知するとともに、認定証及びステッカーを授与する。

(優良職長手当)

第9条 松村組は、認定した優良職長に対し、優良職長手当を第10条、11条、12条の方法により支給する。

- (2) 松村組は、前第1項の定めに関わらず、第17条第1項の各号いずれかに該当した優良職長には、手当を支給しない。

- (3) 松村組は、第4条に示す優良職長区分及び稼働日数に応じて支払う手当を次の通りとする。

1. シルバー・ゴールドマイスター

シルバーマイスター：2,000円/日、ゴールドマイスター：2,500円/日

2. マイスター

1,000円/日

- (4) 前第3項の手当は第22条により変更される場合がある。

(優良職長手当の請求)

第10条 推薦会社は松村組の作業所ごとに、各優良職長につき毎月、前月26日から当月25日までの期間に就業した実績をもとに、所定の請求書を工事費の請求書とあわせて作業所に提出し、請求書ごとの勤務データ（CCUS就業履歴）を請求書に添付する。

(CCUSを運用していない小口工事は、任意のデータ可)

(優良職長手当の支給方法)

第11条 松村組は、推薦会社を経由して第9条第1項に定める優良職長手当を毎月優良職長へ支給する。

(優良職長への支給)

第12条 推薦会社は、松村組から優良職長手当を受領後、直ちに優良職長に支給するものとする。

- (2) 推薦会社は、優良職長への優良職長手当授与を証する書類等の写しを保管し、松村組から請求があった場合、速やかに保管された書類等を提出する。

(推薦会社の義務等)

第13条 推薦会社は、本規約の内容を遵守するとともに、本制度の運営に協力しなければならない。また、職長が優良職長の認定を受けるにあたり、推薦する優良職長に対し、あらかじめ本規約内容を説明の上、内容を遵守する旨の同意を得なければならない。

(2) 推薦会社は、松村組に提出する情報に誤りがないか十分に確認するとともに、提出した情報に変更等が生じた場合には、遅滞なく松村組に書面にて通知しなければならない。

(3) 推薦会社は、優良職長との間で本制度について紛争等が生じた場合、直ちに松村組に報告を行い、推薦会社の責任及び負担をもって、その解決にあたらなければならない。

(優良職長の義務等)

第14条 優良職長は、本規約の内容を遵守すると共に、施工技術の習得・向上において他の施工従事者の模範となり、松村組の作業所運営に貢献するよう努めなければならない。

(2) 優良職長は、推薦会社が松村組に提出した情報に変更等が生じた場合、遅滞なく推薦会社に通知しなければならない。

(禁止行為)

第15条 推薦会社及び優良職長は、次の各号の行為をしてはならない。

- 1.松村組に提出する書類等に虚偽の記載をする行為。
- 2.他人のプライバシー等を不正に侵害、名誉を毀損又は誹謗中傷する行為。
- 3.第16条の秘密を開示又は漏洩する行為。
- 4.松村組が授与した認定証及び認識票を不正に利用・処分する行為。
- 5.その他、本規約に違反する行為。

(秘密保持)

第16条 推薦会社及び優良職長は、本制度に係わる情報及び本制度に関して知り得た松村組又は関係者の術上、営業上の一切の機密情報及び個人情報等を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

(認定の取消し)

第17条 松村組は、次の各号のいずれかに該当する場合、優良職長の認定を取り消すものとする。

- 1.優良職長が死亡したとき。
- 2.優良職長に破産手続開始若しくは再生手続開始等の申立てがあったとき、仮差押命令、差押命令又は競売の申立てがあったとき、又は、公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 3.優良職長が所属する会社を退職したとき。
- 4.推薦会社が優良職長の推薦を取り消したとき、又は、優良職長が認定を辞退したとき。
- 5.マイスターで、第4条の要件を一つでも満たしていないとき。
- 6.保有資格の更新・講習受講を怠っていないこと
- 7.優良職長が本規約に違反し是正指導に従わないとき。
- 8.その他、優良職長が他の施工従事者の模範として相当でないと各本支店建築・工事工事部長が判断し、建築・土木本部長が承認をしたとき。

第18条 松村組は、優良職長の所属する推薦会社が次の各号のいずれかに該当する場合、優良職長の認定を取り消すことができる。

- 1.資金不足等により手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- 2.仮差押命令、差押命令又は競売の申立てがあったとき、若しくは、公租公課の滞納処分を受けた

とき。

- 3.支払停止を受けたとき。
- 4.破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始等の申立てを受けたとき。
- 5.解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき。
- 6.松村組との工事下請負基本契約が解除されたとき。
- 7.推薦会社がCCUSに係わる事業者登録を取り消されたとき。
- 8.本規約に違反し是正指導に従わないとき。

(手当授与の特則)

第19条 松村組が推薦会社へ手当を支払った後に発生した手当に係わる紛争は、推薦会社及び優良職長間にて解決するものとし、優良職長は松村組に対して、直接に手当の支払いを請求することはできない。

(権利義務の譲渡禁止)

第20条 推薦会社及び優良職長は、本制度に係わる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継又は担保に供してはならない。

(本制度の廃止)

第21条 松村組は、社会・経済動向、施工体制の変化等によって本制度の有用性が低下したと判断した場合、又は、松村組の方針に変更が生じた場合、推薦会社に対し事前に通知の上、本制度を廃止することができる。推薦会社は松村組から通知を受けた場合には、直ちに優良職長に通知する。

(本規約の改定)

第22条 松村組は、社会・経済動向、施工体制の変化又は本制度の運用状況等により、本規約の改定が必要と判断した場合、本規約を改定することができる。推薦会社は、松村組から通知を受けた場合、直ちに優良職長に通知する。また、松村組は、改定した本規約を推薦会社に配付し、改定内容を周知する。

以上